

東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー

第13回 定時総会

開催日時 7月6日(月)

午後1時30分

場所 ホテルメトロポリタンエドモント「万里」

決議事項 ① 令和7年度決算報告承認の件

② 理事23名選任の件

③ 監事2名選任の件

④ 定款一部変更承認の件

定時総会の開催にあたり、櫻井会長より次のような話がありました。

「現在、東京の個人タクシー事業者は9千台を切っております。この状況をどうにかしないといけません。」

そこで6月9日、個人タクシーを応援する議員連盟の総会が開催された際に、75歳定年制の特例延長について、最重要項目として要望させていただきました。議員の方々の後押しもありまして、今回、検討委員会を立ち上げていただけたということになりました。これにより少しでも75歳定年制の特例延長の実現に向けて進んでいくことができればと思っております」

引き続き行われた審議では、4つの決議事項が原案通り可決承認されました。

第104回 理事会の焦点

開催日時 7月6日(月) 午後2時30分

場所 ホテルメトロポリタンエドモント「葦風」

決議事項

① 会長、副会長及び専務理事選定の件

② 副会長の代行順序決定の件

③ 委員会委員選任の件

④ 対外役員等推薦候補者選出の件

⑤ 関東支部推薦役員候補者選出の件

⑥ 関東支部代議員選出の件

⑦ 全個協会員の議決権行使者選出の件

⑧ 特定地域街頭営業ルール実施要綱一部改定の件

街頭営業ルールに

「霞が関周辺」を追加指定

理事会冒頭、櫻井会長より「個タク議論を通して要望を行っている大事な時期にもかかわらず、このたび警視庁及び国土交通省から霞が関周辺における不適正行為の是正をかなり強く求められました。このまま改善が見られず不適正行為が続くようでは、我々の要望も実現が難しくなります。特に『75歳の定年制の特例延長』は全国レベルでの要望であり、これを東京のせいでは潰すわけにはいきません。そこで、この要請に基づき、協会として新たなルールを設けたいと思います。協会としての摘発対象

としては、まずは重点箇所として霞が関坂の区間を対象とし、他の場所については今後の動向を見て考えていきます。皆様への周知徹底をよろしく願います。ありがとうございました。

その後、すべての決議事項は原案通り可決承認されました。

「霞が関周辺」

霞が関坂(霞が関一丁目交差点から外務省上交差点)における駐車禁止



指導対象

この部分での駐車車両を指導対象とします

※規制時間：土・日、休日、祝日を除く 18時～24時

都内個人タクシー現況 (令和8年7月1日現在)

許可事業者数 8,814名

(特別区、武三8,461名 北多摩123名 南多摩230名)

傘下事業者数 8,257名

(特別区、武三7,913名 北多摩116名 南多摩228名)

※集計方法は運輸行政と異なります。

令和7年度事業報告（一部抜粋）

2月の総選挙では、自民党の大勝となりましたが、連立を組んでいる日本維新の会の次期内閣改造時に閣内入りの噂もあり、ライドシェア問題が再燃する懸念があります。ライドシェア問題以外でも自動運転の動きも加速しており、国土交通省では1月22日に自動運転社会実

現本部の第1回会合を開催し、6月頃には中間とりまとめ案を審議する予定とのことです。これも個人タクシー事業に影響がある施策となります。

協会加入の個人タクシー事業者数は、令和4年6月末には1万人を割り込み、令和8年4月末現在では、特別区・武三地区7998名、多摩地区346名合計

8344名となりました。減少の幅は、以前の年間5〜600名減少（対前年比5%台の減少）から2〜300名の減少（対前年比3%台の減少）へと緩やかになりましたが、減少し続けていることに変わりがなく、このままでは組織を維持することが困難な状況となることは明らかであります。

今年度の特例参入枠は、特別区・武三地区513個、北多摩地区7個、南多摩地区3個でしたが、新規許可件数は特別区・武三地区は協会関係143件、提携個人13件、無所属9件、合計165件、北多摩地区は協会関係の1件でした。繰

越分を含めた令和8年度の特例参入枠は特別区・武三地区576個、北多摩地区8個、南多摩地区4個となりました。

令和8年度の特例参入枠には、令和8年度で繰越が終了するコロナ禍対策分300個が含まれておりますので、未消化で終わらせることなく最大限使っていただければと思います。

今年度より新規許可の申請受付が3回（5月、9月、1月）となりました。ただし、新規許可申請は事前試験合格者のみの申請となり、申請後試験の制度はな

くなりしました。昨年より個人タクシーの地理試験が廃止となり、資格要件等のハードルが低くなっておりますので、示された特例参入枠を有効に活用し、なおかつ、譲渡譲

受の申請件数も増加させなければ、せっかくの特例新規枠も意味がないものになってしまいます。一般廃業をお考えの事業者には譲渡への見直し、また、事業者皆様の後輩、知人の法人タクシー運転者に個人タクシーの魅力や地理試験が廃止となったことを伝えて新規許可・譲渡譲受認可申請希望者を募っていくことが大事です。

譲渡譲受認可申請も一昨年より、定年制がない譲渡人は譲受人が60歳以下であれば80歳未満での申請が可能になり、この制度を活用した申請はこの2年間で145件、認可123件（令和8年4

月末現在）であり、今後も増えていくと考えています。この制度を活用した申請も選択肢の一つとしてお考えいただければと思います。



正味財産増減計算書 令和7年5月1日から令和8年4月30日まで (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取登録料	425,000	394,000	31,000
受取会費	267,723,600	267,817,100	△ 93,500
会員受取会費	153,012,000	157,539,000	△ 4,527,000
代務者受取共済拠出金	0	800	△ 800
上部団体受取会費	114,711,600	110,277,300	4,434,300
事業収益	5,431,500	5,766,400	△ 334,900
研修事業・事務代行収益	5,431,500	5,766,400	△ 334,900
雑収益	347,371	211,560	135,811
受取利息	2,371	400	1,971
雑収益	345,000	211,160	133,840
経常収益計	273,927,471	274,189,060	△ 261,589
(2) 経常費用			
役員報酬	9,238,180	9,234,720	3,460
給料手当	44,214,661	45,739,928	△ 1,525,267
役員退職給付費用	750,000	500,000	250,000
退職給付費用	1,706,000	2,554,990	△ 848,990
法定福利費	8,467,703	8,833,096	△ 365,393
福利厚生費	525,644	505,900	19,744
会議費	723,489	3,661,384	△ 2,937,895
旅費交通費	10,533,920	11,408,000	△ 874,080
通信運搬費	1,830,433	1,790,164	40,269
減価償却費	4,048,882	4,043,095	5,787
報奨費	666,000	666,000	0
消耗品費	742,101	1,136,380	△ 394,279
会場費	901,750	923,720	△ 21,970
委託費	2,164,030	2,269,300	△ 105,270
修繕費	0	11,919	△ 11,919
印刷製本費	6,418,396	5,540,304	878,092
賃借料	8,515,872	8,515,872	0
清掃費	200,917	197,234	3,683
光熱水料費	630,632	552,441	78,191
リース料	274,560	274,560	0
ソフト費	1,449,813	1,254,881	194,932
表彰費	687,777	943,872	△ 256,095
共済給付金	5,600,000	6,400,000	△ 800,000
花環代	840,000	960,000	△ 120,000
対外活動費	173,955	172,585	1,370
広告宣伝費	779,500	550,000	229,500
新聞図書費	293,195	305,378	△ 12,183
諸負担金	477,500	487,500	△ 10,000
顧問料	550,000	550,000	0
慶弔費	189,800	0	189,800
交通支援賛助金	100,000	100,000	0
租税公課	35,000	11,200	23,800
上部団体会費	114,711,600	110,277,300	4,434,300
雑費	30,000	45,700	△ 15,700
経常費用計	228,471,310	230,417,423	△ 1,946,113
当期経常増減額	45,456,161	43,771,637	1,684,524
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	45,456,161	43,771,637	1,684,524
法人税等	70,362	70,060	302
当期一般正味財産増減額	45,385,799	43,701,577	1,684,222
一般正味財産期首残高	185,951,981	142,250,404	43,701,577
一般正味財産期末残高	231,337,780	185,951,981	45,385,799
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	231,337,780	185,951,981	45,385,799

令和8年度

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

役員名簿

第13回定時総会並びに第104回理事会において、新役員が決定いたしました。
今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

※印は新任役員



〔副会長〕
水野 智文

(東個協・城南)



〔副会長〕
三嶋 英治

(都営協・城北)



〔会長〕
櫻井 敬寛

(東個協・渋谷)



〔副会長〕
和田 賢司

(都営協・石神井)



〔副会長〕
橋本 淳一

(東個協・新宿)



〔副会長〕
郷間 宗

(都営協・都民同題)



〔理事〕

斎藤 正志

(都営協・東京相互)



〔理事〕

大野 芳嗣

(東個協・大田第一)



〔理事〕

上原 正明

(都営協・東京旅客)



〔理事〕※

堀越 新平

(東個協・北)



[理事]※

田中 康弘

(都営協・東友)



[理事]

石田 尚稔

(東個協・板橋第一)



[理事]※

小糸 浩昭

(都営協・東)



[理事]

植村 公勇

(東個協・世田谷第一)



[理事]※

鈴木 信幸

(都営協・東東京)



[理事]※

浅生 淳

(東個協・渋谷)



[理事]※

山川 秀昭

(都営協・事業団)



[理事]

伊藤 朝浩

(東個協・品川第二)



[理事]

福眞 強

(多摩個連・東日本)



[理事]※

原島 裕信

(東個協・南多摩)



[理事]

綾部 栄一

(東個協・墨田)



[理事]※

小杉 昌彦

(東個協・世田谷第二)



[監事]

小池 毅

(員外)



[監事]※

鈴木 武裕

(都営協・東部)



[専務理事]

大森 勝

(員外)

港区より
改善要請

路上喫煙及びポイ捨て禁止について

港区では「みなとタバコルール」により、区内全域の道路、公園等の屋外の公共場所では、たばこの吸い殻のポイ捨て禁止、喫煙の禁止（指定喫煙場所を除く）等が定められています。特に下記39カ所において、タクシードライバーの路上喫煙、たばこのポイ捨てが多いとの苦情が出ています。喫煙マナーはしっかり守りましょう。

みなとタバコルールについて（抜粋）

1. 公共の場所において、たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。
2. 公共の場所（指定喫煙場所を除く）において、喫煙をしてはならない。
3. 公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように、配慮しなければならない。

【苦情場所】

- 都立芝公園内 指定喫煙場所付近
- 弁児童遊園、青山陸橋周辺
- セブンイレブン広尾駅北店周辺
- アメリカ大使館宿舍の北側の道路
- スタジアム通り・秩父宮ラグビー場付近
- 愛育病院と新芝運河沿いの緑地の間の道路
- 都立青山公園前（六本木7-23先）南青山2-34先
- 白金台4-5丁目プラチナ通り
- 白金台5-10首都高架下
- 三田いきいきプラザ付近
- 将監橋の上
- 網代公園付近
- 六本木西公園前
- 中ノ橋児童遊園
- 麻布台ヒルズ周辺
- 今井町公衆トイレ付近
- 一の橋公衆トイレ付近
- 古川橋児童遊園前
- 白金公園
- 明治学院付近
- 東大医科研裏門付近
- 芝浦1-11街区周辺
- 品川インターシティ付近
- 芝風橋遊び場付近
- 正則高等学校裏
- 芝公園野球場付近
- 大門駅A6出口 指定喫煙場所付近
- 塩釜公園付近
- 汐留シオサイト周辺
- 六本木トンネル付近
- 氷川神社境内遊び場付近
- 高橋是清翁記念公園付近
- 都立青山公園付近（南青山2-5）
- 東京都青山霊園付近
- 白金高輪駅3番出口前 指定喫煙場所付近
- 田町駅東口タクシー乗り場
- 品川駅港南口タクシー乗り場
- 港南3丁目遊び場と軽自動車協会の間の路上



期限更新者の内訳

更新者数	更新後の許可期限（内訳）				定年（最終更新）
	5年	3年	2年	1年	
1,097	231 (21.1%)	243 (22.2%)	44 (4.0%)	555 (50.6%)	24 (2.2%)

※年齢の理由のみで3年、2年、1年となった者を含む。
※その他、要補正等による保留者37名あり。

許可期限1年連続者（特別研修対象者）

初回	2回連続	3回連続	4回連続	5回連続	合計
109	23	8	1	0	141

りますが、4回連続の1名、3回連続の8名に対しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。より一層の安全運転を心掛けてください。

安全第一、法令遵守の営業を

令和8年6月1日付け期限更新の内容がまとまりました。

今回の更新者は1,097名で、更新後の許可期限の内訳は5年231名、3年243名、2年44名、1年555名、定年を迎える最終更新24名でした。

また、141名が道交法違反等により特別研修の対象となりました。

なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないことにな

不適正営業集計表（街頭営業適正化指導規程）

発生月	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
令和8年4月	10	2	0	12
令和8年5月	4	1	0	5

処分事案対処報告書（街頭営業適正化指導規程）

令和8年5月報告分

会員	団体名	氏名	年齢	発生日	発生場所	対象行為	加重	過去歴	処分内容
東個協	江戸川第一支部	S-T	62	R8.1.20	中央区銀座7-3 (車両進入禁止地区内)	乗禁地区営業		1件	表示灯使用停止・精算停止 無線営業停止・講習2日
東個協	北支部	K-S	75	R8.2.16	新幸橋周辺	待機禁止無視	加重	6件	表示灯使用停止・精算停止 無線営業停止・講習1日
東個協	墨東支部	K-H	59	R7.12.7	新宿区歌舞伎町1-17	運送引受拒絶	加重	2件	表示灯使用停止・精算停止 無線営業停止・講習1日

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和8年5月中に処分内容の報告があったもの

※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

※過去歴は、本案件以前の指導事案件数（適正化研修の受講等により指導事案に該当しない件数を除く）

令和8年6月報告分

会員	団体名	氏名	年齢	発生日	発生場所	対象行為	加重	過去歴	処分内容
都営協	第一事業団支部	S-S	64	R8.4.9	新幸橋周辺	待機禁止無視		1件	表示灯使用停止・換金停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和8年6月中に処分内容の報告があったもの

※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

※過去歴は、本案件以前の指導事案件数（適正化研修の受講等により指導事案に該当しない件数を除く）

計報

氏名

所属団体

享年

5月

佐々木 淳

赤塚 文雄

前川 夏生

近藤 一彦

佐藤 進

6月

渡邊 泰夫

小沼 新次

ご冥福をお祈り申し上げます。

74 68

75 78 74 71 74

個人タクシー許可書及び認可書交付式

6月16日(火)午後3時25分より、個人タクシー会館にて関東運輸局による「個人タクシー許可書及び認可書交付式」が行われ、東京では新たに129名の事業者が誕生しました。

式の冒頭、関東運輸局東京運輸支局鎌塚 でありましたが、乗車拒否、接遇トラブル、無車検運行など、悪質な違反行為はなくなっておりません。特に昨年度は、無車検運行が多く発生したと記憶しております。

第一に、輸送の安心安全の確保です。輸送の安心安全は、公共交通機関であるタクシーにとって最大の使命です。近年は健康起因による事故が増加しており、運転者自身の健康管理の重要性がより一層高まっております。事業用自動車の運転者に関する健康マニュアルや各種ガイドラインを踏まえ、計画的かつ継続的に健康管理を実施し、安全で安心な輸送サービスに努めていただきますようお願いいたします。

第二に法令遵守です。個人タクシーを営むには、法令や規則を守ることは最低条件です。個人事業者全体で、高い安心安全の意識、法令遵守の意識を持っていただくことが、持続可能な業界の実現につながるものと期待しております。

以上、当局からのお願いとなります。最後になりますが、これから皆様には個人タクシー事業者の誇りと自覚を持って営業に当たっていただき、皆様の先人たちが築いた個人タクシーブランドを守り、業界の模範として、タクシー事業のさらなる発展にご貢献いただけますことを期待しております。

認可・許可者の喜びの声

日個連・東支部 本多 学さん (37歳)



前職が航空自衛官だったのですが、当時の先輩が先にタクシー業界に入っており、誘ってくれました。もともと運転がとても好きで、今ではタクシーが天職だったのではと思うほどです。

法人時代、仲間がどんどん個人タクシーになっていて、しかもライフワークバランスを重視して自由に仕事をする姿が魅力的に感じて、自分も個人タクシーになりたいと思うようになりました。

これからは会社の後ろ盾もなくなり、責任を担うようになると思うと気が引き締まる思いですが、無事故・無違反で定年まで無事に仕事をしていけるよう、頑張ります。

警視庁交通部駐車対策課からの改善要請

霞が関官庁街周辺における客待ち駐車

現在、霞が関官庁街周辺において客待ちタクシーに関する苦情が多発しており、警視庁交通部駐車対策課より、改善要請がありました。本件につきましては、令和8年5月22日付けで既に周知しているところです。しかしながら、同地域における客待ち駐車に関する苦情が麹町警察署へ連日寄せられており、状況に改善が見られないとのことでした。

国土交通省及び外務省周辺において、21時から翌3時頃にかけて多数の個人タクシーが客待ち待機を行っている状況が問題視されております。運転手が乗車していても駐車違反に該当するため、改善が見られない場合には取締りを含め対応を強化する旨の厳重な注意喚起も受けております。

周辺地域で営業されている事業者の皆様におかれましては、道路交通法を遵守し、適正営業励行に努められますようお願いいたします。

霞が関官庁街周辺駐車車両の実態



★客待ちは、タクシー乗り場で行ってください。

★交通法規を遵守していただき、客待ちによる迷惑駐車抑止にご協力をお願いいたします。

運転手が乗っていても、駐車違反です！

★今後も駐車之苦情が多数入るようであれば、**取締りを含め、対応を強化します！**

